

小樽市健康増進・自殺対策計画協議会 設置要綱

制 定 令和5年2月21日

(設置)

第1条 健康増進法(第8条第2項)の規定に基づく健康増進計画及び自殺対策基本法(第13条第2項)の規定に基づく自殺対策計画として策定した、小樽市健康増進・自殺対策計画の推進のため、小樽市健康増進・自殺対策計画協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議等を行う。

- (1) 小樽市健康増進・自殺対策計画の各種事業の計画策定、評価に関すること。
- (2) 小樽市健康増進・自殺対策計画の施策の実施及び推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 健康づくり・自殺予防に関し学識経験を有する者、又は医療団体の推薦を受けた者
- (2) 関係機関又は関係団体の推薦を受けた者
- (3) 公募市民
- (4) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれの委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が召集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員(議長である委員を除く。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の会議への出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健所において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月21日から施行する